

法人県民税（法人税割）の超過課税の延長について(お知らせ)

令和7年1月 沖縄県

県税につきましては、日頃から格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

法人県民税の法人税割につきましては、社会福祉の充実、文教施設の整備及び中小企業の育成などの事業に充てる財源として、全国的に超過課税が実施されており、本県におきましても社会福祉の充実及び中小企業の育成などの事業の財源として、平成7年度から実施してきたところですが、引き続き当該施策の財源とするため、令和7年6月1日から令和12年5月31日までの間に終了する事業年度分について、超過課税を延長させていただくこととしました。

つきましては、この趣旨をご理解の上、今後ともご協力くださるようお願い申し上げます。

○適用期間 令和7年6月1日から令和12年5月31日までの間に終了する各事業年度分

○超過課税の目的 ※変更はありません

社会福祉の充実及び中小企業の育成に要する経費の財源とするため

○超過課税適用要件及び税率 ※変更はありません

要 件	税 率
・ 資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人 ・ 保険業法に規定する相互会社 ・ 法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円を超える法人	1.8%
上記以外の法人	1.0%

※ 標準税率は1.0%（超過課税は標準税率に0.8%を加算）

○税収の推移

(単位：百万円)

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
法人県民税法人税割	3,826	2,431	1,829	1,681	1,702
うち超過課税分	731	464	729	680	689

【お問い合わせ先】

沖縄県総務部税務課

TEL:098-866-2101

Email: aa007005@pref.okinawa.lg.jp

○制度改正の経緯

適用開始 時期	本則税率	附則税率 (超過税率)	制度改正の内容
H7.6.1	5.0%	5.8% (0.8%)	超過課税導入 (用途は「高齢者の増大かつ多様化する福祉ニーズに対応する財源の確保」)
H12.6.1			第1回延長 (用途は「観光振興、社会福祉の充実及び中小企業の育成に要する経費の財源確保」) 対象法人の要件改正(法人税額:年額400万円超→年額1,000万円超)
H17.6.1			第2回延長
H22.6.1			第3回延長
H26.10.1	3.2%	4.0% (0.8%)	標準税率の改正(5.0%→3.2%※)
H27.6.1			第4回延長
R1.10.1	1.0%	1.8% (0.8%)	標準税率の改正(3.2%→1.0%)
R2.6.1			第5回延長(用途から「観光の振興」を削除)

※ 地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割(地方税)の税率引下げに併せて、地方法人税(国税)の創設及び税率引上げを行い、その税収全額を地方交付税原資化しており、地方税と国税を合わせた法人の税負担は変わりません。

○超過課税の用途

分野	取組例
社会福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 母子家庭(ひとり親家庭)等の保護者または児童、重度の心身障害者に係る医療費の自己負担分の一部助成 ○ 沖縄県子ども・若者総合相談センターの運営 など
中小企業の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 商工会及び商工会議所等が行う経営改善普及事業への補助 ○ 県内・県外における沖縄フェアや物産展等を通じた県産品の販路拡大 ○ 新商品の開発や新たなサービスの提供等を行う企業の経営革新計画の承認・支援 ○ 産業まつりの実行委員会への負担金拠出 ○ 中小企業における従業員の奨学金返還支援経費の補助 など